

## 指定難病医療費助成制度の「高額かつ長期特例」のご案内

平成27年1月以降に新規に指定難病に認定された方で、自己負担上限月額が10,000円以上の方は、支給認定後の指定難病に係る医療費総額が50,000円を超える月が年間6回以上ある場合は、「高額難病治療継続者」として申請いただくと自己負担が次のとおり軽減されます。

- 自己負担上限月額が10,000円の場合⇒ 5,000円
- 自己負担上限月額が20,000円の場合⇒ 10,000円
- 自己負担上限月額が30,000円の場合⇒ 20,000円

※平成26年12月31日以前に特定疾患治療研究事業による医療費の助成を受け、引き続き特定医療費の認定を受けている方は、経過措置として3年間自己負担が軽減されていますので、この制度の対象にはなりません。

※詳しくは、下記の「申請に必要な医療費の計算方法」をご覧ください。

### 申請方法

- 支給認定申請書の「自己負担上限額の特例」のうち、「高額かつ長期」の項目にチェック☑を記入  
※ 支給認定の有効期間中に申請する場合は、支給認定の「変更」の申請書を使用してください。
- 自己負担上限額管理票のコピーを添付  
※ 指定医療機関から医療費総額※が月ごとに50,000円を超えるまで記載してもらっているか確認してください。  
※ 50,000円を超えるまでの記載がされていない場合は、裏面の医療費申告書に指定医療機関が発行する領収書等のコピーを添付してください。

### 申請に必要な医療費の計算方法

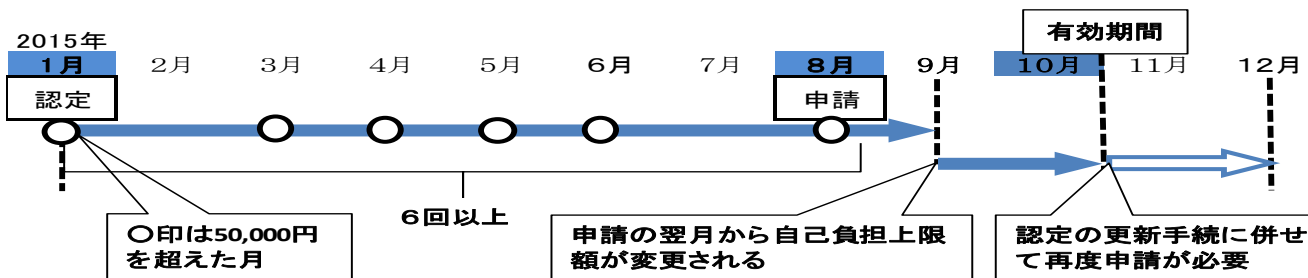
指定難病患者として認定された後の医療費総額※が50,000円を超える月が、「高額難病治療継続者」の申請をする日以前の12か月以内に6回以上ある方が対象です。

※ 医療費総額とは、患者さんの自己負担額ではなく、保険分も含めた金額です。

※ 医療費総額には、指定難病に係る医療機関での診療のほか、調剤や訪問看護利用分等も含まれます。

#### (医療費を計算する期間の例)

- 2015年1月に指定難病患者として認定された場合、医療費総額が50,000円を超えた月が1月以降6回以上あれば申請が可能です。(自己負担上限額は、申請の翌月から変更されます。)
- 変更後の自己負担上限額は、現受給者証の有効期間内に限られます。引き続き高額難病治療継続者の認定を受けようとするときは、更新手続きに併せて再度申請が必要です。(変更から3か月以内であれば、自己負担限度額管理票のコピーは省略できます。)



### 申請の受付窓口

最寄りの保健所(新潟市は保健所、各区健康福祉課、各地域保健福祉センター)で申請をしてください。